

令和元年第1回臨時会
新冠町議会会議録
第1日（令和元年 5月 9日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言
開議宣告
議事日程の報告

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号	議長の選挙について
日程第 4		会期の決定
日程第 5	選挙第 2号	副議長の選挙について
日程第 6	会議案第 4号	議席の指定について
日程第 7	選任第 1号	総務産業常任委員会委員の選任について
日程第 8		諸般の報告について
日程第 9	選任第 2号	社会文教常任委員会委員の選任について
日程第 10		諸般の報告について
日程第 11	選任第 3号	議会広報常任委員会委員の選任について
日程第 12		諸般の報告について
日程第 13	選任第 4号	議会運営委員会委員の選任について
日程第 14		諸般の報告について
日程第 15	選挙第 3号	日高中部広域連合議会議員の選挙について
日程第 16	選挙第 4号	日高中部消防組合議会議員の選挙について
日程第 17	選挙第 5号	日高中部衛生施設組合議会議員の選挙について
日程第 18		行政報告
日程第 19	承認第 2号	専決処分について
日程第 20	承認第 3号	専決処分について
日程第 21	承認第 4号	専決処分について
日程第 22	承認第 5号	専決処分について
日程第 23	議案第 17号	新冠町税条例等の一部を改正する条例について
日程第 24	議案第 18号	令和元年度新冠町一般会計補正予算
日程第 25	同意第 2号	監査委員の選任について

◎追加日程

追加日程第1 会議録第5号 閉会中の継続調査について

追加日程第2 会議録第6号 閉会中の継続調査について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

1番	芳住革二君	2番	長浜謙太郎君
3番	酒井益幸君	4番	武田修一君
5番	但野裕之君	6番	竹中進一君
7番	須崎栄子君	8番	氏家良美君
9番	秋山三津男君	10番	中川信幸君
11番	堤俊昭君	12番	荒木正光君

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	中村義弘君
教育長	山本政嗣君
総務課長	坂本隆二君
企画課長	原田和人君
町民生活課長	坂東桂治君
保健福祉課長	鷹觜寧君
税務課長	佐藤正秀君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	田村一晃君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	山谷貴君
牧野所長	堤秀文君
総務課総括主幹	佐々木京君
企画課総括主幹	楫川聡明君
町民生活課総括主幹	竹内修君
保健福祉課総括主幹	新宮信幸君
税務課総括主幹	今村力君
産業課総括主幹	三宅範正君
建設水道課総括主幹	寺西訓君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
企画課主幹	下川広司君
管理課長	工藤匡君
社会教育課長	湊昌行君
管理課総括主幹	小久保卓君
管理課総括主幹	坂本一馬君

社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

谷 藤 聡 君
曾 我 和 久 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議会事務局総括主幹

佐 渡 健 能 君
伊 藤 美 幸 君

○議会事務局長（佐渡健能君） おはようございます。議会事務局長の佐渡です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになってございます。年長議員の芳住革二議員をご紹介します。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（芳住革二君） 改めてみなさんおはようございます。

ただいまご紹介ありました芳住革二でございます。地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会宣告

○臨時議長（芳住革二君） ただいまから、令和元年第 1 回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○臨時議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（芳住革二君） 日程第 1 仮議席の指定を行います。仮議席はただいまご着席のス議席といたします。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（芳住革二君） 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により臨時議長において、荒木正光議員及び須崎栄子議員を指名いたしたいと思っております。

◎日程第 3 選挙第 1 号 選挙第 1 号

○臨時議長（芳住革二君） 認定第 3 選挙第 1 号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（出入口施錠）

○臨時議長（芳住革二君） ただいまの出席議員数は 12 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、竹中進一議員及び秋山三津男議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

○臨時議長（芳住革二君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（芳住革二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。よろしくをお願いします。

(投票箱の点検)

○臨時議長（芳住革二君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

○議会事務局長（佐渡健能君） 2番 長浜謙太郎議員、3番 酒井益幸議員、4番 武田修一議員、5番 堤俊昭議員、6番 荒木正光議員、7番 須崎栄子議員、8番 氏家良美議員、9番 秋山三津男議員、10番 中川信幸議員、11番 但野裕之議員、12番 竹中進一議員、1番 芳住革二議員。

○臨時議長（芳住革二君） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（芳住革二君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより、開票を行います。竹中進一議員、秋山三津男議員、開票の立会をお願いいたします。

(事務局開票)

○臨時議長（芳住革二君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 12 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、荒木正光議員 7 票、但野裕之 5 票、以上のおりです。この選挙の法定票数は 3 票です。したがって、荒木正光議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(出入口施錠解除)

○臨時議長（芳住革二君） ただいま議長に当選された荒木正光議員が議場にいらっしやいます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました荒木正光議員から発言を求められておりますので、これを許します。

荒木正光議員。

○議長（荒木正光君） 本日議長に指名をされた私に課せられた重責を果たすため、議員皆様方の協力を得ながら全力で議会活動に取り組んでいく所存でございます。また、私を含めて議員の皆様には、このたびの選挙で町民の付託を受けたことを忘れることなく議会活動を通じて参ります。よりよい町づくりを尽くすためにお願いをいたしまして、簡単ではございますが、議長就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○臨時議長（芳住革二君） これで、臨時議長の職務を全部終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。荒木正光議長席にお着き願います。

日程第4 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今、臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（荒木正光君） 日程第5 選挙第2号 副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（出入口施錠）

○議長（荒木正光君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、竹中進一議員、秋山三津男議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配布）

○議長（荒木正光君） 配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（荒木正光君） 異状なしと認めます、

ただいまから、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（佐渡健能君） よろしくお祈いします。1番 芳住革二議員、2番 長浜謙太郎議員、3番 酒井益幸議員、4番 武田修一議員、5番 堤俊昭議員、7番 須崎栄子議員、8番 氏家良美議員、9番 秋山三津男議員、10番 中川信幸議員、11番 但野裕之議員、12番 竹中進一議員、6番 荒木正光議員、

○議長（荒木正光君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより、開票を行います。竹中進一議員、秋山三津男議員開票の立会をお願いいたします。

(事務局開票)

○議長（荒木正光君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、堤俊昭議員 6 票、武田修一議員 4 票、但野裕之議員 2 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、堤俊明議員が副議長に当選されました。議場出入口を開きます。

(出入口施錠解除)

○議長（荒木正光君） ただいま副議長に当選された堤俊昭議員が議場にいらっしゃいます。会議規程第 33 条第 2 項の規定指定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました堤俊昭議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（堤俊昭君） このたび、皆様のご支持をいただきまして、副議長という重責を担うこととなりました。もとより、浅学非才の身ではありますけれども、努力精進をいたしまして役目を果たしてまいりたいと思います。ご指導いただきますように、このようにお願いを申し上げます。

◎日程第 6 会議案第 4 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6 会議案第 4 号 議席の指定を議題といたします。

議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指名します。議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（佐渡健能君） 申し上げます。1 番 芳住革二議員、2 番 長浜健太郎議員、3 番 酒井益幸、4 番 武田修一議員、5 番 但野裕之議員、6 番 竹中進一議員、7 番 須崎栄子議員、8 番 氏家良美議員、9 番 秋山三津男議員、10 番 中川信幸議員、11 番 堤俊昭議員、12 番 荒木正光議員。

○議長（荒木正光君） 議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 10 時 25 分)

(再開 午前 11 時 00 分)

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 7 選任第 1 号

○議長（荒木正光君） 日程第 7 選任第 1 号 総務産業常任委員会委員の選任を行います。総務産業常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議長において指名いたします。

総務産業常任委員会委員に堤俊昭議員、武田修一議員、竹中進一議員、秋山三津男議員、

中川信幸議員、須崎栄子議員、氏家良美議員、長浜健太郎議員、以上のとおり指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時15分)

○議長(荒木正光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 諸般の報告

○議長(荒木正光君) 日程第8 諸般の報告を行います。休憩中に総務産業常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

総務産業常任委員会委員長に秋山三津男議員、副委員長に長浜健太郎議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

次に、今臨時会の説明員として出席する通知のありました者の職、氏名をお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

諸般の報告を終わります。

◎日程第9 選任第2号

○荒木議長 日程第9 選任第2号 社会文教常任委員会委員の選任を行います。社会文教常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長において指名をいたします。

社会文教常任委員会委員に芳住革二議員、堤俊昭議員、武田修一議員、竹中進一議員、秋山三津男議員、但野裕之議員、長浜健太郎議員、酒井益幸議員、以上のとおり指名をいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

(休憩 午前11時25分)

(再開 午前 11 時 32 分)

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 10 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第 10 諸般の報告を行います。休憩中に社会文教常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

社会文教常任委員会委員長に竹中進一議員、副委員長に酒井益幸議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第 11 選任第 3 号

○議長（荒木正光君） 日程第 11 選任第 3 号 議会広報常任委員会委員の選任を行います。議会広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議長において指名をいたします。

議会広報常任委員会委員に芳住革二議員、但野裕之議員、氏家良美議員、長浜健太郎議員、酒井益幸議員、荒木議員、以上のとおり指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしましたとおり、常任委員会委員に選任することと決定いたしました。

なお、ただいま常任委員会委員の選任において、私は、議会広報常任委員会委員に選任されましたが、常任委員を辞任したいので、辞任の件を審議する間、会議の進行を堤俊昭副議長に代わっていただきます。

（荒木正光議長退席）

○副議長（堤俊昭君） 議長の常任委員会委員の辞任について議題といたします。

ただいま、議会広報常任委員会委員に選任されました議長から、辞任したい旨の申し出がありました。議長は、職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権等、議長固有の権限を考慮する時、一個の委員会に委員として所属することが適当でないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、議会広報常任委員会の委員を辞任したいとするものであります。辞任について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（堤俊昭君） 異議なしと認めます。したがって、議長の議会広報常任委員会委員の辞任について、許可することに決定いたしました。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩いたします。

なお、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

(休憩 午前 1 時 3 6 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 1 2 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第 12 諸般の報告を行います。休憩中に議会広報常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

議会広報常任委員会委員長に但野裕之議員、副委員長に氏家良美議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第 1 3 選任第 4

○荒木議長 日程第 13 選任第 4 号議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に堤俊昭議員、秋山三津男議員、竹中進一議員、但野裕之議員、長浜健太郎議員、須崎栄子議員、以上のとおり指名をいたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に議会運営委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

(休憩 午後 1 時 0 0 分)

(再開 午後 1 時 1 0 分)

○荒木議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 1 4 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第 14 諸般の報告を行います。休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

議会運営委員会委員長に長浜謙太郎議員、副委員長に須崎栄子議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第10 選挙第3号

○議長（荒木正光君） 日程第10 選挙第3号 日高中部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において、指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

日高中部広域連合議会議員に須崎栄子議員、酒井益幸議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました須崎栄子議員、酒井益幸議員を当選人にすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました須崎栄子議員、酒井益幸議員が当選されました。

ただいま当選されました須崎栄子議員、酒井益幸が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第16 選挙第4号

○議長（荒木正光君） 日程第16 選挙第4号 日高中部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において、指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに

決定しました。

日高中部消防組合議会議員に中川信幸議員、但野裕之議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中川信幸議員、但野裕之議員を当選人にすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中川信幸議員、但野裕之議員が当選されました。

ただいま当選されました中川信幸議員、但野裕之議員が議場におられますので本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第17 選挙第5号

○議長(荒木正光君) 日程第17 選挙第5号 日高衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において、指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

日高衛生施設組合議会議員に秋山三津男議員、氏家良美議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました秋山三津男議員、氏家良美議員を当選人にすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました秋山三津男議員、氏家良美議員が当選されました。

ただいま当選されました秋山三津男議員、氏家良美議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

◎日程第18 行政報告

○荒木議長 日程第18 行政報告を行います。鳴海町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 令和元年第1回新冠町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多様の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、平成31年第1回定例会以降の主要な行政の動向について、ご報告申し上げますが、まずもって、このたびの任期満了に伴います新冠町議会議員選挙におきまして、町民皆さんの熱い期待と信頼のもと、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、見事当選の栄に浴された皆さま方に、心からお祝いを申し上げます。

また、先刻、議長、副議長選挙も行なわれ、常任委員会の構成もそれぞれ決定となり、新たな議会の運営体制が整いましたことは、町政の振興発展のうえからも誠にご同慶に堪えないところでございます。

本年は、私の任期の折り返しの年であり、これまでの2年間で取り組んできた施策を検証しながら、さらなるステップアップを図るとともに、山積する課題に対しましても職員と一丸となって、一步一步前進してまいり所存であります。悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然。こうした日本の国柄を、しっかりと次の時代へと引き継いでいく。厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたいとの願いが込められた「令和」の時代。日々刻々と変化する社会情勢のもとで、行政に求められる町民ニーズも多種多様化する中であって、本年は、令和2年度を初年度とする、第6次新冠町総合計画策定の年となっております。向こう10カ年、新しい時代への新冠町の進むべき道筋を決める大事な計画でありますことから、広く町民の皆さんからのご意見を拝聴しながら議会とも相談させていただくこととしておりますので、議員の皆さまから、建設的なご提言と、的確なご指導とご協力を頂きますようお願い申し上げます。今後とも数々の困難に直面することはあるとは思いますが、新進気鋭の方々や豊富な経験をお持ちの方を議員としてお迎えできたことは、誠に心強く思っているところでございます。

どうか、ご支援ご指導を賜りますようお願いを申し上げ、町議会議員改選にあたってのごあいさつとさせていただきます。

はじめに、「新冠町プレミアム付商品券事業」についてご報告申し上げます。本年10月から実施される消費税・地方消費税の引き上げに際し、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和すること、および地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、低所得者・子育て世帯主向けの「新冠町プレミアム付商品券事業」を実施するものであり、その事業の内容につきましてご報告申し上げます。

このたびのプレミアムつき商品券事業は、消費税の引き上げによる低所得者や子育て世帯への影響をかんがみ、適切な配慮を行うとして、町が事業主体となり実施する町費の持ち出しのない国庫補助事業でございます。事業対象者は、住民税が非課税の低所得者、および3歳未満の子どもがいる子育て世帯で、購入金額2万円で2万5千円分の商品券を購入することができ、その商品券には25%分のプレミアムがつくことになり、町内で利

用していただくというものでございます。

次に、申請書の受付開始時期についてですが、本年7月1日から12月2日までの間とし、申請書を提出された後は、課税状況等を審査の上、後日、要否判定の通知を行うこととし、決定者には商品券購入の引換券を交付するものでございます。また、本事業は商工会と連携を密に取り進めて行く事業であり、対象者には町政事務文書及び広報にいかっぷ、商品券が利用できる店舗にはPRポスター、ステッカー等を掲示していただき、さらには民生委員、社会福祉協議会に申請の呼びかけ等の協力を依頼し、周知漏れのないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、本事業の対象者数と商品券の利用見込額についてですが、低所得者1,183名、未満児世帯116名の合計1,299名で、販売見込額を2,598万円、25%のプレミアム相当額649万5,000円を加えますと、3,247万5,000円となりますことから、町内における経済効果が期待できるものと考えているところでございます。本事業においても、これまでに実施された福祉給付金事業同様、一人でも多くの対象者の方の利用に繋がるよう努めてまいります。

次に、「情報通信基盤整備事業」について、ご報告申し上げます。町内における光回線によるブロードバンド環境につきましては、平成24年に市街地地域において整備されておりましたが、情報化社会の著しい進展、特に技術革新が進む中において、産業振興、地域振興など様々な分野での活用が期待でき、町といたしましても防災対策をはじめ、定住・移住対策促進の面からも整備の必要性を強く認識しておりましたし、また、地域からも整備を望む強い要望もあったところでございまして、情報格差の解消と高度情報化社会に対応した環境整備を進めるため、平成30年度に光ファイバーケーブル伝送路などの調査設計を行い、高速通信網の拡充に向け、国の補助制度を活用した中で光回線整備を進めるべく取組みを行なってきたところでございます。光回線整備にあたりましては、町内の光伝送路の延長距離が200キロメートルを超え、基本的に年度内で終わらなければならないという国の補助制度上の条件や補助金確保の面などから、1期目を節婦・新冠沢地域、2期目を大狩部・西新冠沢地域の2カ年に分けての整備計画とした国の補助事業でございまして、高度無線環境整備推進事業の今年度分の採択を受けるため、総務省の方へ事業の公募申請を行なってございましたが、去る4月19日に総務省北海道総合通信局から事業採択の内示を受けたところでございます。

一方、整備後の光ブロードバンドサービスの提供は、市街地と同様に民間通信事業者が行うことになり、サービス提供にあたっては整備エリアで事前に一定数以上の加入者確保が必要でございまして、町政事務委託文書において事業計画や加入促進の周知に加え、各産業団体や関係機関にも協力をお願いしながら、事前加入の確保に努めてきたところ、周知期間が十分でなかったにもかかわらず、必要とされていた450回線以上の加入者の申し込みがあったところでございます。地域の方々の期待の大きかった光回線整備の本格的な事業実施に向け大きく踏み出したところでございまして、町民の皆様のご理解に加え、加入

者確保に向け、ご尽力いただきました方々に感謝申し上げる次第でございます。本整備事業費は多額の費用を要することから、先ほど申しあげました事業費に対する2分の1の国庫補助を受けるほか、元利償還に対し国の財源充当がございます過疎債などの町債の活用し、町の財政負担も考慮しながら整備を進めていく考えでございます。今臨時会におきまして、所要額を補正計上しているものでございます。

今後、整備事業者の選定公募、契約事務等を進めて参りますほか、本事業における主な整備内容は光ケーブルの架線工事となり、架線にあたりまして私有地内に及ぶ場合もございますので、地権者の方々の理解を図った上で、円滑な事業実施に取り組んで参ります。

最後に今臨時会に提案しております案件ですが、承認案件4件、一般議案1件、令和元年度一般会計補正予算を提案することに致しております。それぞれ提案する際にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

◎日程第19 承認第2号

○議長（荒木正光君） 日程第19 承認第2号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 承認第2号専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるのでございます。

次ページをお開きください。専決処分書新冠町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成31年3月29日付をもって専決処分したものであります。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、お手元に配付しております承認第2号資料により、説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

初めに、提案理由及び専決理由であります。このたびの改正につきましては、消費税率の引き上げに際し需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について地方の安定的な財源を確保しつつ、大幅な見直しを行うものです。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため研究開発税制の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講ずることとし、また、森林整備等の必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境贈与税を創設する、平成31年度税制改正の大綱に沿って地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日公布され、原則平成31年4月1日から施行されました。これに伴い、平成31年4月1日施行の部分について、新冠町税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催するいとまがなかったことから、専決処分したものでございます。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。初めに、第1条新冠町税条例の一部を改正する条例についてです。1つ目は、個人町民税関係であります。住宅借入金等特別税額控除の拡充を行うもので、個人が住宅の取得等して平成31年10月1日から平成32年12月31日までに居住のように供したのものについて、控除期間を3年延長するものです。また、個人住民税の当該控除の適用について、提出された申告書に当該控除に関する事項の記載を不要とするものです。

2つ目は、固定資産税関係であります。1点目は、地方税法の改正に伴い条文の整理を行うものです。2点目は、新築住宅等に対する固定資産税の減額について、高規格堤防の整備に伴う建てかえた家屋に係る税額の減額措置を創設するもので、平成31年4月1日から平成34年3月31日までに河川法第6条第2項に規定する高規格堤防整備のために移転保証金を受けて建てかえた家屋について、5年度分を3分の2、または3分の1を減額するものです。また、地方税法施行例改正に伴う条文の整理及び条例の項のずれの整理を行うものです。

2ページに移ります。3つ目は、軽自動車税関係であります。1点目は、軽自動車税のクリーン化特例について改正するもので、新車登録後13年を経過した3輪以上の軽自動車に課する重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の経過を削除するものです。2点目は、附則第16条の改正に伴い、規定整理を行うものです。

4つ目は、東日本大震災に係る固定資産税関係であります。地方税法改正に伴い文の整理を行うものです。3ページに移ります。

次に、第2条新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。平成28年度改正において講じた軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、地方税法改正に伴い条文の整理を行うものです。

4ページにうつります。次に、第3条新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。平成30年度改正において講じた大法人に対する電子申告書の提出について、提出方法の柔軟化及び電子申告が困難であると認められる場合の宥恕措置について規定するものです。これらの施行期日はすべて平成31年4月1日であります。

以上が承認第2号新冠町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。ご審議賜り原案のとおりご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○荒木議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号は報告のとおり承認さ

れました。

◎日程第10 承認第3号

○議長（荒木正光君） 日程第10 承認第3号 専決処分についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 承認第3号専決処分について提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。2ページをお開きください。専決処分書でございます。新冠町国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日をもって一部改正に係る専決処分を行ったものでございます。3ページをお開き願います。新冠町国民健康保険税条例の一部を次のように改正したものでございます。

初めに、条例改正の趣旨についてご説明いたします。平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱が閣議決定され、その中におきまして国保税における税負担の適正化を図るため、2点の見直しがされております。1点目といたしまして、課税限度額の引き上げでございますが、国保税の更正のうち、基礎課税分を58万円から61万円に引き上げるもの。2点目は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の見直しでございます。対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減においては27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減においては50万円から51万円に引き上げるものです。この2点に係る地方税法施行令の一部改正が本年3月29日付で交付されたもので、本町として国の定める法令どおりの改正を行ったものでございます。

専決処分の経緯でございますが、今回の改正法法令施行日が本年4月1日であり、特に緊急を要する議決案件で、かつ議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例改正を専決処分としたものでございます。

それでは、改正条文を説明いたしますので、4ページの新旧対照表をご覧ください。第2条課税額でございます。第2項のただし書きには基礎課税分の限度額を規定しております。58万円を61万円に改めるものです。次に、第23条国民健康保険税の減額でございます。第1項中には第2条第2項の改正同様に基礎課税限度額58万円を61万円に改めるもの。次に、第2号の改正ですが、ここでは5割軽減を対象となる世帯を規定しております。軽減判定所得について世帯員の被保険者等に乗すべき金額を一人につき27万5,000円を28万円に改めるものです。第3号では2割軽減の対象となる世帯を規定しております。第2号同様一人当たりに乗すべき金額を50万円から51万円に改めるものでございます。

3ページにお戻り願います。附則といたしまして、第1条この条例は平成31年4月1日から施行する。第2条この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税

については、なお、従前の例による。

以上が承認第3号の提案理由でございます。ご審議を賜り原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第4号

○議長（荒木正光君） 日程第11 承認第4号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長

○総務課長（坂本隆二君） 承認第4号専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。平成30年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成31年3月29日付をもって専決処分したものであります。専決処分は本来議会において議決すべき事件について、特定の場合に地方公共団体の長が議会に代わって処分することを言いまして、このたび専決処分いたしましたのは、平成30年度一般会計に係る補正予算で、事業の勘定に伴い予算の過不足が生じたことから、急遽補正予算を措置しなければならない状況となりましたが、何分年度末であり議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条の規定により、町長が3月29日付をもって専決処分したものであり、同条第3項の規定により直近の議会であります本日臨時会において処分内容を報告し、議会の承認を求めるものであります。

このたび専決処分いたしました補正予算の主な内容ですが、歳入では特別交付税に係る平成30年度の交付決定が3月22日にあり、予算対比2,864万3,000円の減額となったほか、町有牛優良受精卵を売り払い収入の減、和牛センター預託料の減額、指定寄付金の増額、国保税収納率向上対策事業費用負担金、国保被保険者分担金の増額等であります。歳出では指定寄付金等をふるさとづくり基金に積み立ててるもののほか、国保会計繰出金の減額、和牛センター受入頭数の減による飼料費の減額、鹿等捕獲頭数の増に伴う有害鳥獣

駆除対策事業費の増額等々となっております。いずれも平成 30 年度内に確定するものでありますが、先ほど述べましたとおり、議会を開くいとまがなかったことから、平成 31 年 3 月 29 日付をもって専決処分したものであります。

予算書の 1 ページをお開き願います。平成 30 年度新冠町一般会計補正予算、このたびは専決の 1 回目の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第 1 条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,038 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 6,478 万 2,000 円にしたものであります。

事項別明細書の歳出から説明をいたしますので、7 ページをお開き願います。2 款総務費、1 項総務管理費、11 目ふるさとづくり基金費 3,113 万 6,000 円追加はふるさと納税分 35 万 3,000 円のほか、個人 2 件、法人 2 件のほか、匿名 1 件の方からのふるさとづくり指定寄附金 3,145 万円の増のほか、町有牛優良受精卵売り払い収入において、採卵数の減少により 66 万 7,000 円が減額となったものであります。2 項徴税费、1 目税務総務費及び 2 目賦課徴収費、補正額はありませんが、国民健康保険税の収納率向上対策に係る経費について、国保特別調整交付金が追加交付されたことにより、一般財源を減額し特定財源に振りかえたものであります。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 168 万円の減は国民健康保険特別会計事業勘定補正予算で説明をいたします。8 ページに移ります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費補正額はありませんが、国保特別調整交付金の交付により、65 歳以上の方に対するインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種等に係る交付金が追加されたことにより、一般財源を減額し特定財源に振り替えたもの。5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目牧野管理費 152 万円の減は、和牛センターの受け入れ頭数の減に伴う飼料費の減で、当初 2 万 6,745 頭の総数受け入れを予定しておりましたが、実績において 2,763 頭減の 2 万 3,982 頭となったことによるものであります。2 項林業費、1 目林業振興費 245 万 2,000 円追加は、有害鳥獣駆除対策事業において鹿等の捕獲頭数の増加により、残滓処理に係る手数料及び北海道猟友会日高中部新冠分会に対する委託料の増額であります。

歳入に移りますので 5 ページをお開き願います。9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 2,864 万 3,000 円の減は、特別交付税の決定に伴い、特別交付税総額が 2 億 2,135 万 7,000 円となり、予算対比 2,864 万 3,000 円の減となったことから減額するものであります。減額の主な理由は国保診療所の入院病床に係る部分で、これまで休床中であっても許可病床数である 18 床で算定をされておりましたが、平成 29 年度交付分から算定方法が変わり、実際に稼働している病床数が算定基礎とされたことにより、平成 29 年度に交付された 1,618 万 2,000 円と今年度交付分を合わせ、3,236 万 4,000 円が減額されたことによるものが大きな理由であります。15 款財産収入、2 項財産売り払い収入、1 目物品売り払い収入 66 万 7,000 円減は、町有牛優良受精卵売り払い収入で当初 90 個売却を予定しておりましたが、48 個の実績にとどまったもので採卵牛の高齢化や連続採卵による繁殖障害が発生し、採卵数が減少したものであります。16 款寄付金、1 項寄付金、2 目指定寄付

金 3,180 万 3,000 円の追加は個人 2 件、法人 2 件のほか匿名 1 件の方からのふるさとづくり指定寄付金 3,145 万円のほか、ふるさと納税分 35 万 3,000 円をふるさとづくり基金に積み立てるものであります。なお、これによりまして今年度のふるさと納税の総額は前年度対比 4 万 3,000 円減の 1,835 万 3,000 円となっております。17 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目財政調整基金繰入金 2,746 万 9,000 円の追加は、財源調整のため基金から取り崩すものであります。6 ページに移ります。19 款諸収入、4 項雑入、5 目雑入 194 万円追加は、国民健康保険被保険者分担金 41 万円は 65 歳以上の方のインフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種に係る費用分として、また、国民健康保険税収納率向上対策事業費用負担金 153 万円は、一般会計で負担しております国保税に係る賦課徴収費用を対象として、いずれも国保特別調整交付金が交付されるものであります。5 項受託事業収入、1 目受託事業収入、151 万 4,000 円の減は、和牛センター預託料で受け入れ頭数の減に伴う預託料の減で、当初 2 万 6,745 頭の受け入れを実績 2,763 頭減の 2 万 3,982 頭となったことによるものであります。

以上、承認第 4 号平成 30 年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り提案どおりにご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、承認第 4 号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括とします。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10 番（中川信幸君） 10 番中川です。歳入のところの交付税のことでちょっとお聞きしたいのですが、平成 27 年度末と平成 30 年度末の額の比較、27 年度末がいくらで交付税がいくら入ったのか。そして 30 年度末でいくらなのか。それといわゆるその基金も同じことで 27 年度末と 30 年度末の額を教えてください。それと公債費の額もあわせて 27 年度末と 30 年度末の額を教えてください。よろしくお願いします。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） まず、地方交付税でありますけども、普通交付税平成 27 年度 25 億 8,841 万 6,000 円、25 億 8,841 万 6,000 円。30 年度 23 億 4,968 万 8,000 円、23 億 4,968 万 8,000 円。特別交付税 27 年度 3 億 80 万 7,000 円、3 億 80 万 7,000 円。30 年度 2 億 2,135 万 7,000 円、2 億 2,135 万 7,000 円。次に、公債費ですね、平成 27 年度末起債残高 67 億 8,242 万 4,000 円、67 億 8,242 万 4,000 円……

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 町債残高がいま 27 年度は総務課長がおっしゃいましたように 6 億 7,800 万円、30 年度におきましては 57 億 7,700 万円になっております。それと基金残高の状況ですけれども、27 年度末財政調整基金、減債基金ふるさとづくり地域振興基金全てあわせての話になりますが、27 年度末では 23 億 7,596 万 3,000 円。30 年度末になりますと、17 億 6,612 万円です。これが公債費それと基金、交付税関係の 27 年との比較になります。

す。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10（中川信幸君） 公債費、いわゆる借金の関係なのですが、いろいろ過疎債。辺地債とか、いろいろなそういった種類のものがあると思うんですけども、いわゆるその交付税で戻ってくる額を引いたら、新冠町で払わないといけないのがいくらなのか。それと31年度予算の中で今基金が17億ということだったんですけども、予算の中で繰り入れた額があると思うので、実際は今、現在いくらですか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 基金の関係ですけども、31年度令和元年度の状況になりますけども、財政調整基金を繰り入れようとしてるのは約2億です。2億の基金の繰り入れを今のところ予定している状況でございます。公債費の関係になりますけども、30年度の決算がまだでておりませんので、29年度の内容になるかと思うのですが、先程申しましたように、30年度末につきましては57億7,700万、31年度につきましては約4億2,600万円ほど借入起こそうとしております。これは光回線の事業含めての話ですけども、そうしますと62億ほどの借金残高になりますが、当該年度に返済をする額が約7億7,000万ほどありますので、差し引きすると約50億3,000万程度の残高になろうかというふうに見込んでおります。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） なんていうんですか基金ですか、基金これ今2億円、31年度繰り入れるということで、差し引きますと15億なんですけども、たしかこれ自由に使えるお金っていうのはそんなにないと思うんですけど、それを引いたらいくらになるか、よろしくをお願いします。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 自由に使えると言いますか、歳入ですね、穴が空いた場合に使えるっていうのが財政調整基金と言われているものです。減債基金については借金を返すための積立金でありまして、ふるさとづくり基金につきましてはそれぞれ目的をもって、例えば奨学金ですとかに使っておりますし、地域振興基金につきましては農協、苦信、漁組それぞれ預けてる基金になっておりますので、そういう意味では財政調整基金と言われるのが、議員おっしゃる自由に使えるお金だというふうを考えております。財政調整基金につきましては30年度末で6億6,600万ほど残高ございますけども、先程申しましたように31年度、令和元年度に約2億、正確に申しますと1億9,900万なんですけども、取り崩し予定になっておりますので、最終的な残高は4億6,700万円程度になろうかと思っております。

○荒木議長 ほかにございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 5ページの部分ですけども、これは何回か聞いてもいるんで

すけれども、29年度の特別交付税の2,800万ということですが、当時はずね2,800万円は休床であっても出してもらえますというのを日高振興局に確認済みということであったというふうに思うんですけれども、それがなぜかそのうまい具合に29年度分より交付分より算定外になったというような話でおさまろうとしてるわけなんですけれども、日高振興局が間違いを教えてくれたとか、新冠町の役場が間違っって聞いてしまったとか、そういうことも感じるわけなんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 平成29年度交付税の算定にあたりましては、この診療所の無床化の部分については議会とのやりとりも十分ありましたので、その分確認をしながら振興局に対しても平成29年度無床化になっているが、該当になるのかということを確認しながらこれまでも進めておりました。その段階では平成29年度については、稼働病床でなくて許可病床で算定をしても良いということの確認の中で交付税を申請をしてございましたけれども、これが29年度の交付については通知文書の中にその部分は認められないという1文があったことをです、町についても振興局についても見逃していたことが30年度にわかって判明したということございまして、明らかに町のミスでもございますし、振興局にも確認をしていた内容でもございますので、双方においてミスが重なったということでございます。

○議長（荒木正光君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

◎日程第22 承認第5号

○荒木議長 日程第22 承認第5号 専決処分について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 承認第5号専決処分について提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成31年3月29日をもって専決処分をしたものでございます。今回の補正の要因でございますが、歳入では道交付金の申請に伴う補正、出産育児一時金に対する補正、前年度繰越金の

財源化、歳出におきましては保険給付費の補正、国保税収納率向上対策費及びインフルエンザ肺炎球菌予防接種の費用として一般会計へ支出する経費、国民健康保険財政安定化基金に積み立て金の補正となっております。いずれも平成30年度内に確定するものでございますが、議会を開くいとまがなかったことから、平成31年3月29日をもって専決処分したものでございます。

予算書の1ページをお開き願います。平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算1回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,624万1,000円とするものでございます。

補正内容につきまして歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費153万円の追加でございます。国保税の収納率向上対策事業費負担金で、一般会計で負担しております町税徴収費用のうち、国保税に係る費用を負担するものでございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費3,320万円の減額及び2目退職被保険者等療養給付費80万円の減額並びに3目一般被保険者療養費120万円の減額はいずれも事業費の確定による補正でございます。7ページをお開き願います。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費320万円の減額及び2目退職被保険者等高額療養費40万円の減額につきましても、医療費の確定による補正でございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費20万円の減額及び4目退職被保険者等高額介護合算療養費10万円の減額は、支給対象者がいなかったことによる減額でございます。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金252万円の減額は、10件分の予算に対し4件の実績であることから、6件分を減額するものでございます。8ページへ移ります。3款国民健康保険事業納付金、1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付分補正はございませんが、財源内訳覧におきまして国、道支出金の調整を行っております。6款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費40万9,000円の追加は、町が一部を助成しておりますインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種に係る国保加入者分の負担が41万円で、当初予算1,000円を差し引いた40万9,000円を補正するものでございます。8款諸支出金、4項繰出金、2目国民健康保険財政安定化基金積立金の補正でございますが、今回の専決補正予算によります収支で歳入超過となります4,000万円を基金へ積み立てするものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので5ページをお開き願います。6款道支出金1項道負担金1目保険給付費等交付金4,076万1,000円の減額で、1節保険給付費等普通交付金、4,162万円の減額は、歳出の保険給付費と同額を減額してございます。2節保険給付費等特別交付金85万9,000円の追加は、北海道への調整交付金変更申請に基づく補正でございます。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金168万円の減額で、歳出におきます出産育児一時金6件分の減額に伴う補正でございます。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,276万円の追加は、前年度繰越金の保留分を財源化するものでございます。

以上が承認第5号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第5号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括とします。

発言を許可いたします。ありませんか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 歳出のところで質問させていただきたいと思います。初めての質問ですのでちょっと緊張しておりますけれども、聞きづらい部分ありましたらご了承ください。7ページをお開きください。保険給付費の出産育児費諸費っていう項目のところの出産育児金の暫定というか、試算の10件あったのを4件しかなかったと、これはなぜ6件読み間違ったということをちょっと聞きたかったのでお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 10件分の予算のところ4件の実績ということでございまして、この予算の組み方でございますが、平成30年度から国民健康保険の財政運営を北海道と市町村がともに行うということになりまして、この出産の件数の見方といたしましては、過去3年の平均の出産件数を北海道が算定し、市町村に示すということになっておりまして、それが10件だったということでございます。それに対し4件の実績でございましたので、6件分を減額するというところでございます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時15分）

（再開 14時30分）

○荒木議長 休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

◎日程23 議案第17号

○議長（荒木正光君） 日程第23 議案第17号 新冠町条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 議案第17号新冠町税条例等の一部を改正する条例について、

新冠町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものです。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただきます、お手元に配付しております議案第 17 号資料により説明させていただきますのでこちらをご覧ください。

初めに、提案理由であります。このたびの改正につきましては消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について地方の安定的な財源を確保しつつ、大幅な見直しを行うものです。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講ずることとし、また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する平成 31 年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、原則平成 31 年 4 月時期から施行されました。これに伴い、新冠町税条例を平成 31 年 4 月 1 日施行の部分について専決処分により一部改正を行い、本臨時会において報告したところでありますが、施行日が 6 月 1 日以降の部分について所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。初めに、第 1 条新冠町税条例の一部を改正する条例についてです。1 つ目は、個人町民税関係であります。ふるさと納税制度について見直すもので、対象となる寄付金は総務大臣が定める基準に適合する都道府県や市町村として、総務大臣が指定するものとするものです。参考までに総務大臣が定める主な基準としては、寄付金の募集を適正に実施すること、返礼品は地場産品とし、返礼割合を 3 割以下にすることです。2 つ目は、改正に伴う文言整理で、条例に規定されている平成を令和に改めるものです。これらの施行期日は令和元年 6 月 1 日です。

2 ページに移ります。次に、第 2 条及び第 3 条新冠町税条例の一部を改正する条例についてです。1 つ目は、個人町民税関係であります。1 点目は、児童扶養手当を受給している児童の父及び母のうち、現に婚姻していないもの等（単身児童扶養者）を個人町民の非課税措置の対象に加えるものです。この施行は令和 3 年 1 月 1 日です。2 点目は、単身児童扶養者に該当する者は、その旨を申告書に記載すること。さらに、給与所得者及び公的年金受給者に係る扶養親族申告書にも、単身児童扶養者に該当する旨の記載事項を追加するものです。3 点目は、第 36 条の 2 の改正に伴う規定の整備です。これらの施行は令和 2 年 1 月 1 日です。

2 つ目は、軽自動車税関係であります。1 点目は、消費税率の引き上げに伴う対応として、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した軽自動車税の環境性能割の税率を 1 % 軽減する臨時的軽減を規定するものです。軽減措置前後の税率は表に記載のとおりです。2 点目は、環境性能割の賦課徴収は北海道が行うこととなるため、非課税や減免などの範囲を全道統一の扱いとするための改正を行うものです。これらの施行期日は令和元年 10 月 1 日です。3 点目は、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例を見直すもの

で、環境性能割の導入を契機に、自家用常用に係るグリーン化特例（経過）の対象を電気自動車等に限定するものです。なお、消費税率引き上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で令和4年度から適用するものです。これらの施行期日はグリーン化特例の対象電気自動車等に限定の部分は令和3年1月1日、現行制度2年間延長の部分は令和元年10月1日からです。また、種別割に係るグリーン化特例及び軽減後の課税額について、3ページに掲載しておりますのでそちらをご覧ください。まず、上段の種別割に係るグリーン化特例ですが、対象者の電気軽自動車等は現行及び改正後ともに75%の軽減ですが、令和4年度、5年度の課税は自家用のみ適用となります。その他のテーマについては令和2年度、3年度の課税まで、現行の50%軽減及び25%軽減が適用され、令和4年度以降は軽減がなくなります。また、課税額については下段の表のとおりであり、町内で一番登録台数が多い表中段の4輪乗用の自家用ですと課税標準が1万800円であり、75%軽減後は2,700円、50%軽減後は5,400円、25%軽減後は8,100円となります。その他は掲載のとおりで説明は省略させていただきます。

4ページに移ります。次に、第4条から第6条新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、これらにつきましては、すべて改元に伴う文言整理であり、条例に規定されている平成を令和に新たに改めるものです。その施行期日は令和元年6月1日です。

以上が、議案第17号新冠町税条例等の一部を改正する条例の提案理由でございます。ご審議賜り議案のとおりご決定でございますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより、本案について採決を行います。

お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第18号

○荒木議長 日程第24 議案第18号 令和元年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第 18 号令和元年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。1 ページをお開き願います。令和元年度新冠町一般会計補正予算、このたび第 1 回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第 1 条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 5,124 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 62 億 2,724 万 5,000 円にしようとするものであります。

このたびの補正の主な内容であります。光回線整備事業に係る高度無線環境整備推進事業の採択及び消費税率の引き上げに伴う低所得者、子育て世帯に対するプレミアム付き商品券事業に係る歳入歳出予算の追加となっております。地方債の補正がありますので 3 ページをお開き願います。第 2 表地方債の補正追加です。起債の目的は光回線整備事業に係る高度無線環境整備推進事業で、全体事業費の 2 分の 1 の 3 億 5,719 万 7,000 円が国庫補助金として交付される補助残に対しまして、限度額 3 億 5,710 万円を辺地債、過疎債、緊急防災減債事業債を発行する予定としているものであります。起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

事項別明細書の歳出から説明をいたしますので、7 ページをお開き願います。1 款総務費、1 項総務管理費、5 目企画費、7 億 1,439 万 5,000 円の追加は、光回線整備事業に係る新冠町高度無線環境整備推進工事で国の事業採択内を受け、今年度及び来年度の二期で事業実施するうちの 1 期分工事費を計上しているもので、2 分の 1 の 3 億 5,719 万 7,000 円が国庫補助金、残り 3 億 5,710 万円を地方債とし、町の一般財源は 9 万 8,000 円を計上しております。3 款民生費、1 項社会福祉、1 目社会福祉総務費 3,685 万円の追加は、消費税の引き上げによる影響緩和を目的に、低所得者及び子育て世帯に対するプレミアム付き商品券事業で 4 節共済費 18 万 2,000 円、7 節賃金 121 万 2,000 円は、臨時職員に係る人件費、11 節需用費に 2 万円は用紙等の消耗品費、12 節役務費 44 万 4,000 円は引換券等の郵送に係る通信運搬費、14 節使用料及び賃借料、1 万 8,000 円は複写機使用料、19 節負担金補助及び交付金 3,497 万 5,000 円は、プレミアム付き商品券の換金業務等を実施する新冠町商工会に対する補助金で、一人当たり 2 万円まで購入可能で 2 万 5,000 円分の利用が可能となるもので、低所得者 1,183 人分 2,366 万円、3 歳未満児 116 人分 232 万円、合計 2,598 万円、利用見込み額 3,247 万 5,000 円を見込んでいるほか、商工会の事務費として 250 万円を計上しているもので、商品券の販売は本年 10 月 1 日からを予定しております。

次に、歳入について説明をいたしますので 6 ページをお開き願います。13 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、3 億 5,719 万 7,000 円の追加は、光回線整備事業に係る新冠町高度無線環境整備推進事業に係る補助金、補助率 2 分の 1 となっております。2 目民生費国庫補助金 1,087 万円の追加はプレミアムつき商品券事業に係る補助金で、一人当たり上限 5,000 円のプレミアム分の全額 649 万 5,000 円及び事務費分全額 437 万 5,000 円が補助対象となります。18 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 9 万 8,000 円の追

加は、前年度繰越金の予算化であります。19 款諸収入、4 項雑入、5 目雑入 2,598 万円の追加はプレミアムつき商品券の販売収入で、一人当たり上限 2 万 5,000 円までが利用が可能となる商品券を 2 万円で販売するもの。低所得者は 1,183 人分、3 歳未満児 116 人分、合計で 2,598 万円の販売収入を見込み計上してるものであります。20 款町債、1 項町債、1 目総務債、3 億 5,710 万円の追加は、高度無線環境整備推進事業に係る情報通信基盤整備事業債で償還額に対する地方交付税の参入率 80%の辺地債、参入率 70%の過疎債及び緊急防災減債事業債を予定してるものであります。

以上、議案第 18 号令和元年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。ご審議の上、提案どおり決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第 18 号に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

歳出の 7 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費ありませんか。

中川議員。

○10 番（中川信幸君） 10 番中川です。この光回線の関係で一期工事は節婦を含めた新冠地区ということなんですけど、予定では 6 月か 7 月に一期工事を開始するということなんですけども、完成はいつごろになるのかをお聞きしたいんですけど。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 工事業者が決まりまして打ち合わせいたしますけども、基本的には年度内ということで予定してございます。

○議長（荒木正光君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ 3 款民生費、1 項社会福祉費ありませんか。

秋山議員。

○9 番（秋山三津男君） 負担金でお聞きします。商品券が発行されますが、購入するのは購入対象者は低所得者ですが、その購入して一般の方が買う、その券を使った場合はどうするのですか。その判断をどこでするのかちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長

○町民生活課長（坂東桂治君） 低所得者の方と子育て世帯の方、3 歳未満の方にお売りするということで、券をお渡しする時も自分でお使いくださいってことを申し添えてお渡しします。そのぐらいの対応策しか今考えてないんですけども、もしかしたら可能性としては議員心配されてるようなことが起こりうるかもしれませんけれども、極力そういうことないように申し伝えてお渡ししたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 個人の色々な部分が出てくるとは思いますけども、一回一回買うたびに自分は所得がこうですからと買うのか、それとも私は一般的に使ってよろしいのですかって判断するのか、その辺は店側ですか、役場側ですか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 役場で一応本人確認して商品券はお渡しするわけですね。あと、店側でその方がって確認は店側ではできないわけです。役場で確認してお渡しして、あとは店はその商品券を持っていれば品物の売り買いは対応するということになるかというふうに考えます。

○議長（荒木正光君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。戻って6ページをお開きください。

質疑は一括して行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。堤議員。

○11番（堤俊昭君） 今回光回線等で起債ということがあって、起債も増えていくわけでありましてけれども、基本的にはずっとここ10年以上ですね、借りる金とそれと返す金ということで、返す金を上回らないといったようなことでずっとやってきたわけですが、今回予算書を見てますと計画的な起債でありますから、残念という表現はいかがというふうに思いますけれども、久しぶりに10年以上振りにですね、町債が公債費を上回るという状況になっているわけでありまして、これは一時的なものというふうにとらえていいのか、年度末にはですね、これまた逆転して町債が公債費を下回ったという状況にできるのかどうかということについて、ちょっと聞かせて欲しいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） いま議員ご指摘のように、今年度令和元年度でありますけれども、いろんな大型事業が立て続けにありますので、地方債の発行もこれも多くなっているのは現実でございます。当初予算の中でもお話ししてございますけれども、毎年度起債の償還額っていうのは、7億から8億程度ということで今後も推移するだろうというふうを考えてございまして、起債の残高については当然借りる分だけ多くなりますので、その分起債残高は見た目には増えているというふうには感じられるかもしれませんが、町として起債を借りてる中で十分注意しておりますのは、償還額に交付税参加が多い過疎債あるいは辺地債、こういったものを中心に借りているということでございますので、実質的に起債残高が増えてございますけれども、例えば平成29年度起債残高61億8,000万ありますけれども、実績に償還額といいますのは18億6,900万ということで、概ね起債残高の3割程度が実質の償還ということになってございますので、そういう意味でもこれから

も借りる起債についても交付税参入の高い起債を借りるということにしてございますので、起債の償還額については毎年7億程度これを推移してくのは変わらないと思いますけれども、この額についてはこれからも続いていくだろうというふうに思っておりますし、32年度、令和2年度についてもこの光の事業、あるいはホロシリ乗馬クラブの事業、そして今後予定されております診療所あるいは老人ホーム、こういった事業についても有利な起債を借りながらですね、償還額を高めないようにという工夫はしていけるだろうというふうに考えてございますので、確かに起債残高は一見増えてるように見えますけれども、実際には町財政の運営の中においては、それほど負担にならないような中で計画的に執行しているということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたってありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第18号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案配布のため暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時52分）

（再開 午後2時55分）

○荒木議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第20号 同意第2号

○議長（荒木正光君） 日程第20号 同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。武田修一議員は地方自治法第117条の規定により除籍の対象となりますので、退席を求めます。

（武田修一議員退席）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第2号監査委員の選任について提案理由の説明を申し上げ

ます。議会選任の監査委員、椎名徳次氏は平成 31 年 4 月 30 日付をもって任期満了となりましたので、後任委員に次の者を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第一項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。同意を求める方は新冠町字高江 308 番地の 3、武田修一氏でございます。

以上が、同意第 2 号の提案理由でございます。提案どおり同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、人事案件でありますので質疑討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。これより同意第 2 号監査委員の選任についての採決を行います。

同意第 2 号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。よって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案配布のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 3 時 0 0 分）

（再開 午後 3 時 0 3 分）

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程第 1 会議案第 5 号、追加日程第 2 会議案第 6 号

○議長（荒木正光君） 追加日程第 1 会議案第 5 号 追加日程第 2 会議案第 6 号 閉会中の継続調査についての 2 件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ご承知ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第 5 号及び会議案第 6 号は申し出のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもちまして、本臨時会に提案されました議案すべての審議

を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって令和元年第1回新冠町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

（閉会 午後3時06分）